

射水市告示第 2 2 4 号

射水市宅地液状化等復旧支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 6 月 2 8 日

射水市長 夏 野 元 志

射水市宅地液状化等復旧支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、射水市補助金等交付規則（平成 1 7 年射水市規則第 2 8 号。以下「規則」という。）第 1 7 条の規定に基づき、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震（以下「地震」という。）による液状化被害を受けた地域において、住宅の用に供されていた宅地の復旧、地盤改良及び住宅基礎の傾斜の修復に係る費用を支援することを目的として行う射水市宅地液状化等復旧支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 地震により液状化被害を受けた射水市内の土地であつて、当該被害を受けた時点において住宅（企業、団体等の社宅又は寮その他これらに類する施設を除く。以下同じ。）の用に供されており、罹災証明書（被害の程度が準半壊、半壊、大規模半壊

又は全壊であるものに限る。ただし、被害の程度が一部損壊であって特に市長が認めるものを含む。)の交付を受けたもの。

- (2) 所有者等 宅地の所有者又は宅地の管理者若しくは占有者（当該宅地の所有者から第4条第1項に規定する対象工事の施工について承諾を得た者に限る。）

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、宅地の所有者等とし、当該宅地が2名以上の所有者の共有に属するときは、その代表者とする。

（対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、地震による液状化被害を受けた地域において所有者等が行う宅地の復旧のために必要な工事（当該工事に関する調査及び設計を含む。）であって、次の各号に掲げる工事の区分に応じ当該各号に定める内容とする。

- (1) 復旧工事 宅地を地震による被害を受ける前の状態に復旧するための次に掲げる工事（当該宅地について構造の基準を満たすための工事を含む。）

ア 当該宅地に関連するのり面の復旧工事

イ 当該宅地に関連する擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去及び擁壁に附属して設置する排水施設設置工事を含む。）

ウ 地盤の復旧工事（宅地の陥没に対して行う工事を含む。）

- (2) 地盤改良工事 液状化の再発による被害を防止するための住宅

建屋（住宅及びこれに附属する建築物をいう。次号において同じ。）が存する地盤を改良する工事

- (3) 住宅基礎の傾斜修復工事 住宅建屋の基礎の沈下又は傾斜を修復する工事

2 次の各号のいずれかに該当する工事は、対象工事としない。

- (1) 宅地耐震化推進事業等の公共事業が施行される宅地における工事（市長が特に認める場合を除く。）

- (2) 既に本補助金の交付を受けた工事

- (3) 他の補助制度の対象となる工事（市長が特に認める場合を除く。）

- (4) 分譲宅地等の宅地開発による宅地における工事

- (5) 併用住宅が存する宅地の非住宅部分に係る工事

- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項の規定による命令、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項から第3項までの規定による監督処分又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定による監督処分を受けている宅地における工事

- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が対象工事と認めない工事

3 対象工事の施工は、地震によって被災した箇所及び宅地の復旧のために必要と市長が認める範囲とする。

4 対象工事は、第6条の規定による補助金の交付申請の日から起算して1年以内に完了するものとする。

（補助金の対象経費及び額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、対象工事の施工に要する経費の全額とし、補助金の額は、当該額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）から50万円を控除した額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、766万6,000円を上限とする。

2 補助金の交付を受けようとする所有者等（以下「申請者」という。）が、課税事業者である場合における補助金の対象となる経費には、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとする。

（交付の申請）

第6条 申請者は、射水市宅地液状化等復旧支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象工事の設計図書（位置図、計画平面図等を含む。以下同じ。）
- (2) 対象工事の見積書の写し及び工事費内訳書
- (3) 宅地の被災状況を確認できる資料
- (4) 申請者が宅地の所有者と異なる場合は、宅地の所有者の承諾書
- (5) 申請者が宅地に存する住宅の所有者と異なる場合は、住宅の所有者の承諾書
- (6) 宅地の登記全部事項証明書及び公図の写し
- (7) 宅地が住宅の用に供されていたことが確認できる資料
- (8) 宅地に存する住宅の罹災証明書の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定したときは、その結果を射水市宅地液状化等復旧支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は射水市宅地液状化等復旧支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、その交付の目的を達するために必要な条件を付することができる。

（報告）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、対象工事の進捗状況について報告を求めることができる。

（対象工事の内容変更等）

第9条 交付決定者は、対象工事の内容を変更し、又は対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、射水市宅地液状化等復旧支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、射水市宅地液状化等復旧支援事業補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（対象工事の完了）

第 10 条 交付決定者は、対象工事が完了したときは、速やかに射水市宅地液状化等復旧支援事業補助金工事完了届（様式第 6 号。以下「完了届」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書等の写し
- (2) 対象工事の完成図書
- (3) 対象工事の工事費内訳書
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(現場審査及び補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定による完了届の提出があったときは、速やかに現場審査を行い、対象工事が設計図書（第 9 条第 1 項の規定による内容変更等に係る書面を含む。次項及び第 3 項において同じ。）の内容に適合しているか否かを審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査をした場合において、対象工事が設計図書の内容に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、射水市宅地液状化等復旧支援事業補助金交付額決定通知書（様式第 7 号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による審査をした場合において、対象工事が設計図書の内容に適合していないと認めるときは、交付決定者に対し設計図書の内容に適合するよう変更又は手直しの指示を行うことができる。

4 交付決定者は、前項の規定による指示があったときは、当該指示に従って変更又は手直しを行い、市長の再審査を受けなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の再審査について準用する。

（交付の請求及び交付）

第12条 前条第2項の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付の請求をするときは、当該通知の送付を受けた日の翌日から起算して30日以内に射水市宅地液状化等復旧支援事業補助金交付請求書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 射水市宅地液状化等復旧支援事業補助金交付額決定通知書の写し
- (2) 対象工事の施工に要した費用全額の領収書等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく対象工事を著しく遅延し、又は廃止したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

- (3) 第7条第2項の規定による補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 補助金の交付の決定後に当該決定を受けた工事が対象工事でないことが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、射水市宅地液状化等復旧支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第14条 交付決定者は、補助金及び対象工事に係る書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年1月1日以後に行われた宅地の復旧に係る工事について適用する。